

## 五戸町多目的グラウンド使用料金等減免取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、五戸町多目的グラウンド設置条例施行規則（令和8年五戸町教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、五戸町多目的グラウンド（以下「グラウンド」という。）の使用料金等の減額又は免除（以下「減免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（用語の整理）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（1） 照明料金を除く使用料金 照明設備の使用に係る料金を除く、グラウンドの使用に係る料金をいう。

（2） 照明料金 照明設備の使用に係る料金をいう。

（3） 使用料金等 グラウンドの使用に係る料金、照明料金その他附属設備の使用に係る料金をいう。

（基本方針）

第3条 減免は、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興、青少年の健全育成、学校教育の充実、福祉の向上及び地域活動の振興に資することを目的として行うものとする。

2 減免の適用に当たっては、使用目的、主催者、参加対象者、営利性その他必要な事項を総合的に勘案し、公平かつ適正に取り扱うものとする。

（減免の区分）

第4条 減免の区分及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 使用料金等全額減免 第2条第3号に規定する使用料金等の全額を免除すること。

（2） 使用料金全額減免 第2条第1号に規定する照明料金を除く使用料金の全額を免除すること。

（3） 7割減免 第2条第1号に規定する照明料金を除く使用料金の100分の70に相当する額を減額すること。

2 前項第3号及び第4号の規定により算出した減額後の使用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料金等全額減免)

第5条 次のいずれかに該当する使用については、使用料金等を全額免除する。

- (1) 町又は教育委員会が主催し、又は共催する行事
- (2) 町立学校が教育課程に基づく活動のために使用する場合
- (3) 五戸町スポーツクラブが主催する事業
- (4) 教育委員会が特に必要があると認めたスポーツ振興、社会教育、青少年健全育成その他これらに準ずる事業

(照明料金を除く使用料金全額減免)

第6条 次のいずれかに該当する団体が、スポーツ、社会教育、青少年健全育成、福祉、学校教育又は地域活動の振興を目的として使用する場合は、照明料金を除く使用料金を全額免除する。

- (1) 五戸町スポーツ協会本部
- (2) 五戸町スポーツ少年団本部
- (3) 五戸町子ども会育成連合会
- (4) 五戸町幼児教育研究会
- (5) 五戸町連合PTA。ただし、親睦又はレクリエーションのみを目的とする事業を除く。
- (6) 三戸郡中学校体育連盟
- (7) 三戸郡総合スポーツ大会の主催団体
- (8) 町内の自治会

2 前項第8号の町内の自治会については、地域住民の交流、地域づくり、防災、防犯、福祉その他地域活動の振興を目的とする使用に限り適用するものとする。

(条件付照明料金を除く使用料金全額減免)

第7条 次に掲げる団体が使用する場で、管理者が使用目的及び必要性を認めたときは、照明料金を除く使用料金を全額減免することができる。

- (1) 五戸町スポーツ少年団に登録する単位団
- (2) 町立中学校の部活動

2 前項の規定による減免の対象となる使用時間は、原則として1日2時間までとし、午後7時までに終了する使用に限る。

3 第1項第2号に掲げる町立中学校の部活動が使用する場合における減免は、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 学校施設その他通常使用する施設の利用が困難であり、グラウンドを使用す

る必要がある場合

(2) 公式大会への出場又は大会開催に伴い、事前練習等を行う必要がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に公益性が高いと認める場合

4 前項の町立中学校の部活動に係る減免については、次に掲げる基準を適用するものとする。

(1) 自校内に専用施設がない部活動について、恒常的に自校での活動が困難であると認められる場合は、前項第1号に該当するものとして取り扱うことができる。

(2) 大会前の練習に係る使用は、三八中学校体育連盟大会又は県大会以上の大会の開催日前2週間以内とし、1週間につき2回までとする。

(3) 第2項の規定にかかわらず、平日以外の日、短縮授業日、大会前2週間以内及び長期休業期間中は、午後7時までに終了する使用に限り、1日3時間までとすることができる。

(4) 同一時間帯に有料使用の希望がある場合は、管理者が調整を行うものとする。

(5) 対戦校が1校である練習試合は、通常の練習に準ずる使用として取り扱うことができる。ただし、町外の学校等を含む複数の団体が参加し、競技会又は大会に準ずる規模で実施する場合は、減免の対象としない。

(照明料金を除く使用料金7割減免)

第8条 次のいずれかに該当する使用については、照明料金を除く使用料金を7割減免する。

(1) 町内の幼稚園、認定こども園又は保育所が、教育又は保育活動のために使用する場合

(2) 町内のシニアクラブが、健康づくり又は生きがいを目的として使用する場合

(3) 五戸町スポーツ協会に加盟する単位協会が、競技の普及又は振興を目的として使用する場合。ただし、次号に該当する使用及び大会等を開催する場合を除く。

(4) 五戸サッカー協会及び同協会に加盟する団体が、サッカー競技の普及、振興又は育成を目的として使用する場合。ただし、大会等を開催する場合を除く。

(減免の対象外)

第9条 次のいずれかに該当する使用については、減免の対象としない。

(1) 主催者又は特定の者が営利上の利益を得ることを主たる目的とする使用

(2) 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動を目的とする使用

(3) 団体の親睦又は福利厚生のみを目的とする使用で、広く町民のスポーツ振興、

青少年の健全育成又は地域振興に資するものと認められないもの

(4) 規則又は使用許可の条件に違反したことがある者又は団体による使用

(5) その他管理者が減免することが適当でないと認める使用

- 2 前項第1号の規定は、参加料その他これに類する金銭が、事業の実施に必要な経費に充てるために徴収されるものであり、主催者又は特定の者が営利上の利益を得ることを主たる目的としないと管理者が認める場合には、適用しないことができる。

(減免の申請)

第10条 使用料金等の減免を受けようとする者は、規則に定める使用許可申請書を提出する際に、五戸町多目的グラウンド使用料金等還付・減免申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、減免の可否を判断するため必要があると認めるときは、申請者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(減免の決定)

第11条 管理者は、前条の申請を受けたときは、規則第8条及びこの要綱に基づき、その内容を審査し、使用料金等の減免の可否及び減免額を決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により減免を決定したときは、五戸町多目的グラウンド使用料金等還付・減免決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 使用者は、減免決定後に申請内容又は使用内容に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- 4 管理者は、教育委員会が個別に承認を要すると定める使用料金等の減免については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(教育委員会の個別承認)

第12条 前条第4項の教育委員会の個別承認を要する減免は、次に掲げるものとする。

- (1) この要綱に定めのない団体又は事業に係る減免
- (2) この要綱に定める減免率と異なる減免を行おうとする場合
- (3) その他管理者が教育委員会による判断を必要と認める場合

- 2 教育委員会は、前項の承認を行うに当たり、必要に応じて管理者又は申請者に資料の提出又は説明を求めることができる。

(減免決定の取消し等)

第13条 管理者は、減免を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、減免の決定を取り消し、又は減免した使用料金等の全部若しくは一部を納付させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により減免を受けたとき。
- (2) 減免の対象となった使用目的と異なる目的で使用したとき。
- (3) 条例、規則、使用許可の条件又は管理者の指示に違反したとき。
- (4) その他減免を継続することが適当でないと管理者が認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により減免決定を取り消す場合で、教育委員会の個別承認を受けた減免であるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。